

■連携事業継続力強化計画【電子申請用】

事業者の氏名又は名称

株式会社ソフト開発

3 連携事業継続力強化の目標

連携事業継続力強化を行う中小企業者及び大企業者の事業活動の概要	各連携事業者とも以下のとおりです。 ・通信制御／ネットワーク系（IOT／AI）ソフトウェア開発 ・業務（医薬品・食品・エネルギー関連製造業向け）系製造管理システム（MES）開発 ・Web系・モバイル系（携帯端末・スマホ・タブレット）クラウドシステム開発 ・その他 中小企業向け業務支援システム導入・構築支援 連携各社は適宜状況に応じて業務を分担し顧客の要望に対応することで、地域経済等の維持発展に貢献している。
連携事業継続力強化に取り組む目的	・自然災害等が発生した場合や感染症が流行した場合等において、各連携事業者と協力し、人命を最優先に、社員とその家族の生活を守り、業務の早期再開によりお客様をはじめとする、すべてのステークホルダーに必要とされるサービスを継続的に提供し、事業継続力強化に取り組む。 ・サイバー攻撃に備え、連携して情報セキュリティ対策強化を図るとともに、サイバー攻撃等で情報が流出した場合にも各連携事業者が協力して、被害を最小化するよう事業継続力強化に取り組む。
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	☒全ての連携事業者が、自らの全ての拠点についてハザードマップ等によって自然災害等のリスクを認識している。 （認識している場合は、チェック。） （具体的な内容） 弊社が想定する事業活動に影響を与える緊急事態とは、 「A：地震、風水害等の自然災害による火災、家屋の倒壊、大規模停電、及びB：人命にかかわる指定感染症（新型コロナウイルス等パンデミック）の発生、C：弊社サーバーへのサイバー攻撃」 である。 地震については、2022 年に見直された首都直下地震の被害想定では、町田市では震度 5 強程度と予測され、首都直下地震（多摩東部直下地震）は、今後 30 年以内に発生する確率が 70%と予測されている。 水害については、町田市洪水・土砂災害ハザードマップ（南

	地区)では、洪水が発生した場合、0.1m～0.5m 未満と想定されるため、事業活動には、影響がないと予想されるが、台風や一時的な豪雨による被害が想定される。
自然災害等の発生が 事業活動に与える影響	☑全ての連携事業者が、人・モノ・金・情報の観点から、自然災害等のリスクによって受ける影響を分析した。 (認識している場合は、チェック。) (具体的な内容) A:「地震、風水害等の自然災害の発生による災害」の影響 B:「人命に関わる指定感染症発生」の影響 C:「サイバー攻撃による情報漏洩や業務停止等の発生」の影響 (人員に関する影響) 【A: の場合】 ・営業時間中に被災した場合、建物、器物の倒壊・落下物による負傷、避難中の転倒等、けが人が発生することが予想される。 ・公共交通機関が停止すれば、従業員が帰宅困難者となるほか、 夜間に被災した場合、翌 営業日の通勤が困難となる ことが予測される。 ・ライフライン（電気・水道・ガス）の寸断による大規模停電が発生した場合、通常業務はもとより、従業員及びその家族の生活へも被害が及ぶこととなる。 ・これら被害が事業活動に与える影響として、復旧作業の遅れ、事業再開時において、特定の従業員が専任で担当していた業務について業務再開が困難となることや、生産（製作納期）の大幅な遅れなどが想定される。 【B: の場合】 ・客先打ち合わせ／満員電車での通勤／社内外の会食等、対面形式での折衝に感染リスクがあり、抜本的なビジネスモデルの再構築が必要となる。 【C: の場合】 ・サーバーダウンによるテレワーク業務に支障をきたす可能性が予想される。 (建物・設備に関する影響) 【A: の場合】 ・事業所の建物は、耐震基準を満たしているようだが、築 30 年を経過した賃貸物件で、震度 6 ～ 7 クラスの直下型地震等への耐久性／安全の確保は未定。 ・震度 5 強については、耐震基準を満たしているため、倒壊の可能性は低いが、停電又は断水の可能性が想定される。 ・設備は、停電が発生すれば、無停電電源のある自社サーバーは、数分は対応できるが、全面的に停止。

・インフラについては、電力・水道は1週間程度、都市ガスは2週間程度、供給が停止するほか、公共交通機関は1週間ほど機能不全となるおそれがある。

・これら被害が事業活動に与える影響として、PCを使った業務全般が不能となる事が予想される。

【B：の場合】

・テレワーク等、在宅での労働環境の整備、社内オフィスの感染防止対策（飛沫防止パーティション／換気設備）が必要。

【C:の場合】

・サーバーダウンによる開発及び総務業務に支障をきたすことが予想される。

（資金繰りに関する影響）

【A：の場合】【B：の場合】

・資金繰りについては、開発業務及び営業活動の停滞による営業収入の減少により、運転資金がひっ迫するおそれがある。

・建物や設備に被害が生ずる場合にあっては、これらの復旧費用や設備修理費用が必要となる。

・これら被害が事業活動に与える影響として、円滑な資金調達ができなければ、運転資金が枯渇することや復旧費用等を捻出できないおそれがある。

【C:の場合】

・想定されるサイバー攻撃により、速やかな事業再開ができないため、売り上げが立たず、運転資金や復旧資金の確保が困難となる可能性がある。また、取引先への損害賠償をしなければならない可能性がある。

（情報に関する影響）

【A：の場合】

・オフィス内にあるサーバー（顧客情報、財務情報、購買情報、ソース／設計ドキュメント等を保管）が破損すれば、バックアップしているデータ以外は喪失するおそれがある。

・これら被害が事業活動に与える影響として、重要な情報が喪失すれば、取引先への支払、売掛金の回収が困難、生産活動の停滞等が発生することが想定される。

【B：の場合】

・自宅でのテレワーク等により、PJ内外でのコミュニケーション不足や情報漏洩等のリスクが懸念される。

【C:の場合】

・想定されるサイバー攻撃により、顧客情報や営業秘密などの業務情報が利用できなくなり、事業活動が滞る可能性がある。

	(その他の影響) 【A : の場合】【B : の場合】 ・ 中長期的には、顧客の設備投資等の優先順位／需要が変わり、システム開発の受託が大幅に減少する事が予想される。 【C : の場合】 風評被害により、取引先、地域社会等からの信頼が損なわれる可能性がある。
--	--

4 連携事業継続力強化の内容

(1) 連携事業継続力強化における連携の態様

☐	組合等を通じた水平的な連携である。(該当する場合は、チェック。) (具体的な内容)
☐	サプライチェーンにおける垂直的な連携である。(該当する場合は、チェック。) (具体的な内容)
☐	地域における面的な連携である。(該当する場合は、チェック。) (具体的な内容)
☒	その他の連携の態様である。(該当する場合は、チェック。) (具体的な内容) ・連携企業は、平時からお互い、案件の受発注や要員が不足した場合、お互いに要員の調達を行っており、自然災害等の発生時においては、「お互い様連携」を通じて災害対策の強化を図っている。

(2) 連携事業者間の協定等の整備状況

連携事業者において連携事業継続力強化計画に基づき、災害等発生時における施設の被害状況及び地域の状況等の必要な情報提供を行うものとし、状況に応じて施設の融通・代替要員の派遣等を実施していく旨、合意している。

(3) 連携事業継続力強化に資する対策及び取組

		対策及び取組内容
A	自然災害等が発生した場合における対応手順	☒全ての連携事業者が、従業員及び顧客等の避難に関する手順を取り決めている。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容) ・各連携事業者においても、緊急連絡網を作成し、従業員に配布し災害発生時の対策を図る。 ・各連携事業者においても、消毒が必要と考えられる設備、事業所等の場所の消毒や従業員の手洗いを始めとする感染症対策の徹底を図る。 ・各連携事業者においても、サイバー攻撃に備えて、攻撃時の初動対応、攻撃後の被害発生時の対応について、対応手順を定めて、従業員にも周知している。 ☒全ての連携事業者が、従業員等の安否確認を行う手順を取り決めている。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容) ・災害時の安否については、社内システムの安否確認システムを使い行うよう周知している。

		・各連携事業者においては、従業員との間で、災害時の安否について災害伝言ダイヤルまたは SNS 、メールを活用して安否報告がなされるよう周知している。 ☑連携事業者間で、自然災害等が発生した場合における指揮命令体制が整備されている。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容) ・連携事業者間における協力体制については、自然災害発生時や感染症発生時において、各連携事業者の緊急対応責任者からなる防災対策室を立ち上げ対応することになっている。それ以外の災害等発生時は連携事業者が協議して発足する。 ・連携事業者間における協力体制については、幹事会社を取り決め、平時から情報交換会を開催し、あらかじめ想定したサイバー攻撃が発生した場合等において、緊急に情報共有の場を設けることとしている。 ☑連携事業者間で、被害状況を把握し、被害情報について情報発信をする手順が共有されている。(実施している場合は、チェック。) (具体的な内容) ・連携事業者間で、例えば震度 5 強以上の地震や洪水被害が発生した場合には、各社の取り決めに従い被害情報収集を図るとともに、例えば被害の有無にかかわらず、定められた方法で一定期間内に報告することを取り決めている。
		連携事業者それぞれの役割 (連携事業者間で、自然災害等発生時における指揮命令体制) ・連携事業者間における支援等を実施するため、幹事会社(株)ソフト開発を中心とした防災対策会議(協力方法について協議する場や訓練実施時の調整機関)を設置し、参加する事業者が持ち回りで会議の事務を担う。 また、被災時もしくは国内で感染症の発生が確認され、感染が拡大した場合には、想定外の被害が生じるおそれがあるため、被災地域以外の事業者が、幹事になり替わって支援業務を担う規定等を設けている。 (連携事業者間で、被害状況を把握し、被害情報について情報発信をする手順を共有) ・連携事業者を交えて防災会議を開き被災情報をどのように共有するかの取り決めを行うとともに、防災訓練や見直し検討結果等を踏まえて実効性のある取組となるよ

		う、連携事業者による計画の見直しを毎年実施する。
B	自然災害等が発生した場合における 人員体制の整備	対策及び取組内容
		・被災事業者から要請等があった場合は、復旧等に必要な人員を派遣できるよう取り決めている。 ・復旧支援を行うため、定期的に連携事業者間で従業員交流会等を実施している。これらの取組を通じて、災害等発生時の対応方法について、担当者間で調整する体制を構築している。 ・平時から各連携事業者のセキュリティ管理責任者との交流会等を実施している。これらの取組を通じて、各社のサイバーセキュリティへの対策レベルの確認および強化を行うとともに、サイバー攻撃発生時の対応方法について情報共有している。
		連携事業者それぞれの役割
		・被災連携事業者の復旧を支援するため、被災していない連携事業者は、必要に応じて復旧支援のための人員や設備を提供すること等の役割分担をあらかじめ定めている。
C	連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入	対策及び取組内容
		・連携事業者内では、書棚や物品置き場において、落下防止等の措置を図るよう取り決めている。 ・被災していない他社の設備を利用することの取り決めに協議する。 ・マスクや消毒衛生用品を融通するとともに、密度が高くない会議室等を融通するためのルール等を定めている。 ・各連携事業者内でA E D、防災テント、寝袋、簡易トイレなどの導入を検討する。 ・使用するサーバーには、セキュリティソフトなどを導入する。
		連携事業者それぞれの役割
		・購入する設備、機器に関しては、連携事業者各々で管理する。
D	事業活動を継続するための資金の調達手段の確保	対策及び取組内容
		・資金調達手段の確保のため、連携事業者は想定される被害における事業継続に必要な資金の調達手段について対策を講じることとしている。 ・感染症流行期に連携体での資金融通や国や自治体の金融支援等について連携事業者に共有する。 ・各連携事業者で費用対効果を考慮し、サイバーリスク保険への加入を検討する。

		連携事業者それぞれの役割
		・町田商工会議所や金融機関にて資金調達方法をあらかじめ相談しておく。 ・各連携事業者も近くの商工会議所や金融機関と資金調達方法をあらかじめ相談しておく。
E	事業活動を継続するための重要情報の保護	対策及び取組内容
		・共同で重要情報をバックアップするためのサーバーを他の地域（広島）に設置している。 ・連携事業者間において守るべき重要情報を共有する。
		連携事業者それぞれの役割
		・共有する重要情報は、（株）ソフト開発で管理し、各連携事業者へ展開する。

5 事業継続力強化設備等の種類

	4（3） の項目	取得 年月	設備等の名称／型式	所在地
1				
2				
3				
4				

	設備等の種類	単価（千円）	数量	金額（千円）
1				
2				
3				
4				

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。	☐

6 連携事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	町田商工会議所
住所	東京都町田市原町田3丁目3-22

代表者の氏名	会頭 澤井 宏行
協力の内容	自然災害が発生した際、緊急融資／各種助成金等の情報の入手や手続きのサポートが受けられるよう、商工会の経営指導員と定期的にコミュニケーションを取り、有事に対処できるようにする。

名称	きらぼし銀行町田支社
住所	町田市原町田 6 丁目 1 4-1 4
代表者の氏名	支社長 中村不知人
協力の内容	災害時の復旧作業における資金調達ができるようにする。

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

7 平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組

① 平時の推進体制の整備：

連携事業者の取組については、連携事業者の経営陣の合意の下、各連携事業者の防災推進室を置き、お互い定期的に会議を開催し、防災情報の共有や防災訓練の調整を図る。各社はその取組内容について必要に応じて経営層に報告・相談することとしている。

② 訓練及び教育の実施その他の連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組・連携事業者が参加して、情報共有訓練を年 1 回以上実施している。・メールや SNS や web 会議等を活用して相互の取組に意見できる体制を整備している。・状況に即した計画とするため、年 1 回以上計画の見直しを実行する。

8 実施期間

2025 年 8 月 ～ 2028 年 7 月

9 連携事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施 事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）
事前対策	災害時の事業復旧にかかる費用	民間金融機関 からの借入	15,000
事前対策	強化設備等の導入時にかかる費用	自己資金	1,300

10 関係法令の遵守

確認項目	チェック欄
連携事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第二百十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第四百十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。	☒